

長野県森林づくり県民税に関する基本方針

この基本方針は、「長野県森林づくり県民税」（以下「森林税」という。）が令和5年3月で課税期限を迎えるに当たり、改めて超過課税の必要性等を検討し、県の考え方をまとめた基本方針案（令和4年9月22日公表）を基に、県議会9月定例会やパブリックコメント、県民説明会等を経て、最終的にとりまとめたものである。

1 これまでの森林税の取組

森林^{※1}の持つ多面的な機能^{※2}を維持・増進させるため、これまでの財源では十分に対応できなかった里山における間伐等を集中的に推進するために森林税を導入し、平成20年度から事業を実施している。

※1 森林：森林法第2条第1項第1号及び第2号に定められている「木竹が集団して生育している土地及びその上にある立木竹」「木竹の集団的な生育に供される土地」

※2 多面的な機能：県土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、地球温暖化の防止、木材等の林産物の供給、公衆の保健等の森林の有する多面にわたる機能をいう。

(1) 第1期（H20～H24）及び第2期（H25～H29）の取組状況について

- 第1期及び第2期において集中的に取り組んだ里山の間伐については、平成20年度から平成29年度までの10年間（平成30年度への繰越分を含む）の実施面積は31,964ha（計画の83%）であり、財源不足で従来取り組むことができなかった里山の多面的機能の向上に一定の成果を上げることができた。

【森林税を活用した間伐面積の推移】

（単位：ha）

年度	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30※	計
計画	2,000	4,000	5,400	6,000	6,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	—	38,400
実績	1,721	3,341	5,299	5,885	4,257	3,282	2,113	1,853	1,319	1,782	1,112	31,964

※H29からの繰越分

- 第2期（平成25年度から平成29年度）では間伐材を搬出して活用を推進するための支援を新たに実施したが、対象を県内施設で活用されるものに限定していたこと、間伐材の搬出に欠かせない作業道の整備が支援対象外であったことなどにより搬出が進まなかった。このため、平成29年度から県外施設も支援対象となるよう制度を見直し、間伐材搬出材積の5年間（平成30年度への繰越分を含む）の実績は23,996m³（計画の約120%）となった。

【森林税を活用した間伐材搬出材積の推移】

（単位：m³）

年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30※	計
計画	2,000	3,000	4,000	5,000	6,000	—	20,000
実績	1,225	2,152	2,442	1,470	9,613	7,094	23,996

※H29からの繰越分

(2) 第3期（H30～R4）の取組状況について

第3期からは、これまでの森林所有者や林業事業者による里山の間伐に加え、地域住民による里山の管理・利用といった新しい仕組みを開始した。また、ライフライン沿いの危険木処理や河畔林整備など人々の生活に身近な森林の整備、子どもの居場所や多くの県民が木の良さを体感できる施設の木質化、森林の多面的利活用を推進する人材育成、学校林や「信州やまほいく」認定園のフィールド整備など、用途を拡げて幅広く森林づくりの取組を進めてきた。

ア 「防災・減災」及び「住民等による利活用」のための里山等の整備

- 地球温暖化の影響等で局地的な豪雨等が増大する中、各地で頻発している土砂災害や流木被害等を防ぐための森林の整備は、人命・財産を守ることを使命とする本県にとって喫緊の課題である。このため、第2期までに未整備であった里山のうち、航空レーザー測量等の科学的知見を活用して人家など保全対象に近く山地災害の危険性が高い箇所を絞り込み間伐を実施した。
- また、間伐材の搬出・利用が可能な場所においては、作業道整備を含めて、間伐作業と木材の搬出作業を一体的に行う搬出間伐を実施し、災害時に間伐材が流出するリスクの低減を図った。

- ・ 防災・減災のための里山整備（間伐）については、面積当たりの搬出材積の増嵩による単価上昇や、木材搬出のための作業道整備を実施したことに伴う 1 箇所当たりの作業量の増等の要因により、計画の 4,300ha に対し令和 4 年度末までで 2,800ha 程度の実績となる見込みである。

【防災・減災のための里山整備（間伐）の実施状況】 (単位：ha)

年度	H30	R 元	R2	R3	R4 見込	実績見込計	H30～R4 計画
実績	115	803	808	636	444	2,806	4,300

(参考) 間伐の内容等

年度	H30	R 元	R2	R3	R4 見込
保育間伐 (ha)	102	709	602	426	444
搬出間伐 (ha)	13	94	206	210	
搬出材積 (m3)	521	7,955	12,029	14,355	—
作業道整備 (m)	0	18,840	28,115	25,676	—

- ・ 里山等の整備に関しては「長野県ふるさとの森林づくり条例」に基づき県が認定する「里山整備利用地域」の地域数が、第 3 期開始前の 5 地域から 105 地域（令和 4 年 10 月末時点）にまで増加するとともに、こうした地域における住民協働による里山の整備に必要な作業道整備や資機材の導入、遊歩道の整備等を支援し、資源の利活用による里山の整備を進めた。
- ・ 豪雨時に流出し橋梁部で川をせき止めるなど水害の発生要因となるおそれがある危険木、枯損木等の除去などの河畔林の整備やライフライン沿いの危険木の伐採を行った。

イ 自立的・持続的な森林管理のための間伐材等の利活用

- ・ 間伐材等を身近な環境で積極的に利活用し、木と触れ合う機会を提供するため、幼稚園や保育園といった子どもの居場所の木造・木質化、観光地における道路等の公共サインの整備、多くの方が利用する県有施設や民間施設の木質化を実施・支援した。
- ・ 木材の地消地産を推進するため、薪を流通させるための仕組みづくりや、松くい虫被害木などの里山資源をバイオマスエネルギーとして活用する取組を支援した。

ウ 森林づくりに関わる人材の育成

- ・ 自立的・持続的な森林管理を進めるため、里山を整備・利用する地域活動のコーディネートや技術指導を行う人材の育成等を行った。
- ・ 本県の森林セラピーの利用を促進するためのセラピー基地の整備やコーディネーターの育成、豊かな自然を活かした自然教育、野外教育を推進するための教育プログラムの開発と指導人材の育成を行った。

エ 多様な県民ニーズに応えるための森林の利活用

- ・ 教育や子育てにおける森林の利活用を推進するため、全国的にも保有率の高い学校林の整備や、県独自の制度である「信州やまほいく（信州型自然保育）認定制度」による認定園のフィールドや施設整備を支援した。
- ・ 主要道路や鉄道周辺、観光地のビューポイントなどにおいて、地域の景観に適した街路樹や森林の整備を行った。また、市町村や民間団体が行うまちなかの緑地整備を支援した。

オ 市町村に対する財政調整的視点での支援（森林づくり推進支援金）

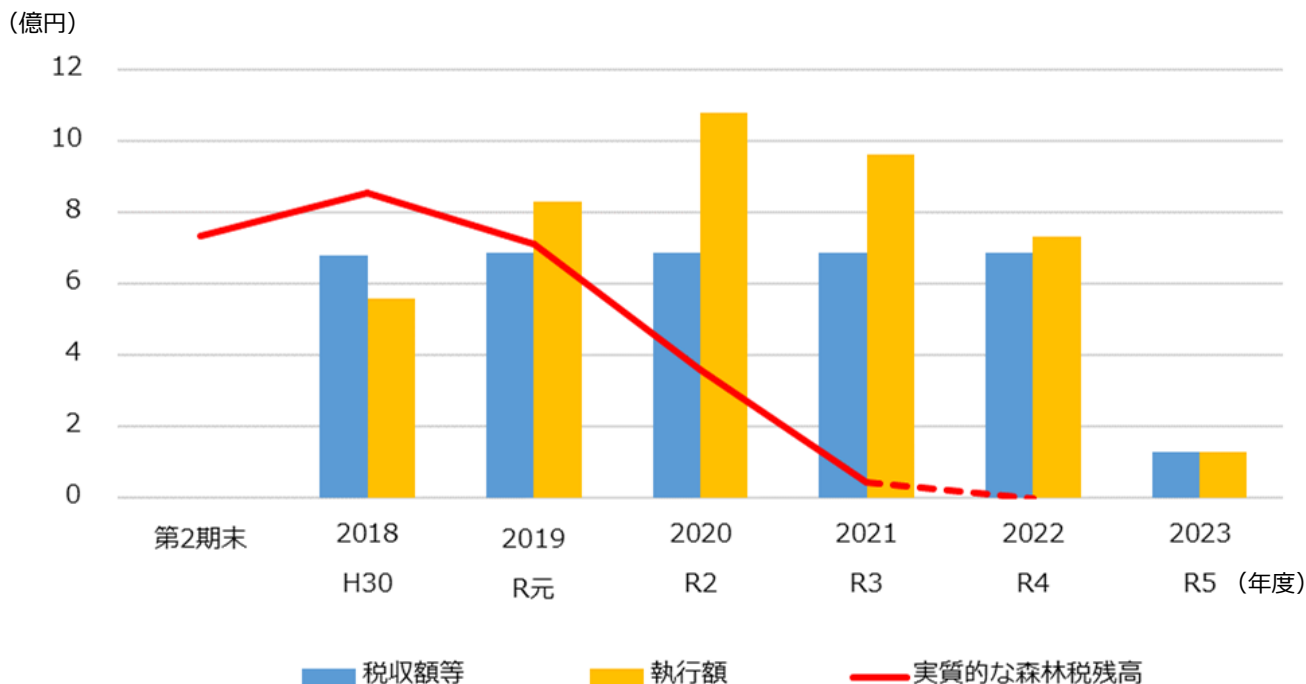
- ・ 第 3 期は 0.9 億円／年を市町村に配分し、森林に関する各地域の様々な課題解決のために市町村が独自に行う取組を支援した。
- ・ 実施内容については県下 10 地域の「みんなで支える森林づくり地域会議」（以下「地域会議」という。）において検証し、県ホームページで公表している。

(3) 森林税残高※

第3期において活用の使途を拡大し、令和元年度から令和3年度にかけて単年度税収額を上回る執行額となったことから、令和4年度末にほぼゼロとなる見込みである。【図1】

※森林税残高は、森林づくり県民税基金（以下「基金」という。）残高に翌年度への繰越額を加えた金額であり、翌年度に活用可能な森林税の残高

図1 森林税残高の推移



※最終の法人税収が令和5年度となるため、令和5年度に当該税収分の事業実施を計画

(4) 第3期の取組の評価（令和4年11月8日第3回みんなで支える森林づくり県民会議で報告）

第3期森林税を活用した取組として、里山整備利用地域の認定地域数が100を超えるなど地域主体で里山を活用する取組が県内各地で広がったほか、ライフライン対策や河畔林整備などの危険木の除去等の取組については、地域からの要望を踏まえ、一定の成果を上げた。また、信州やまほいく等のフィールド整備や観光地の景観整備といった新しい森林の利活用の取組については全体的に実績が伸び、第2期末に残った残高も有効に活用しながら、多様な県民ニーズに応え、幅広い森林づくりの取組を進めることができた。

一方、防災・減災のための里山整備（間伐）については、5年間で2,800haを実施する見込みであるが、搬出間伐など単価の高い取組の増加により目標に達しておらず、速やかな実施が必要となっている。

2 森林税に関する意見等の状況

(1) みんなで支える森林づくり県民会議（以下「県民会議」という。）及び地域会議における意見等

ア 県民会議での意見

〔令和4年5月18日、8月29日〕

- ・ 森林の整備には財源が必要。森林税は続けてほしいが、新しい時代に沿った使い方、運用の仕方の構築を。
- ・ 森林税事業で行っている人材育成は5年間の進捗率が非常に低いので、事業構築が妥当かどうか考える必要があるのでは。次期森林税があるとすれば、事業体の増加に繋がるような事業構築を考えていただきたい。
- ・ 主伐しても再生林が追いつかないという話も聞くと、森林税の在り方として、防災・減災の観点から生命や林業自体を守ることのみならず、将来のための投資として使っていくことに主眼を置くべきでは。
- ・ 日本は緑が豊かであり、森林は財産。これを国家としても、地域としても有効利用して資産として運用していくことが重要。CO2の吸収の観点からみても森林は大変有効。森林税は新たな視点や目標を据えて継続を

お願いしたい。

- ・ 再造林の加速化について、ゼロカーボンに加え木材資源の有効活用のための適期の利用という観点も入れてもらいたい。
- ・ 市町村と連携した課題解決の支援では、特に市町村から要望の高い取組について県民の理解を得ながら、予算を重点配分いただきたい。
- ・ 森林税、森林環境譲与税だけでなく、他財源を含めた全体像を見る中で、県として取り組む内容を明確にして進めていくことが重要

〔令和4年11月8日〕

- ・ 再造林面積を5年間で段階的に引き上げていく計画だが、植栽する苗木や下刈り・獣害対策等の担い手は足りるのか。
- ・ 森林サービス産業には私たちの知らない面白い取組もあると考えられるので、支援して新たな森林の活用方法を広げてほしい。
- ・ 多様な林業の担い手や森林・林業の理解者の裾野の拡大と移住施策には親和性があるので、市町村等と連携して施策を進めてほしい。
- ・ 新規就業者の受入団体には緑の雇用の支援があるが、就業者本人への住居手当などの支援について検討してほしい。
- ・ 森林税や活用の認知度を上げるために、地域のCATVの活用や住民参加型の取組を行うなどの工夫をしてほしい。

イ 地域会議での意見

- ・ 浸透してきた森林税をぜひ継続していただきたい。
- ・ 里山整備事業では小面積でも整備ができることから、県民参加で里山を整備していく機運が高まっている。こうした整備を継続することが、人が山に入って手入れをすることにつながるため、ぜひ森林税の継続をお願いしたい。
- ・ 森の恩恵を次世代に繋げるためにも主伐・再造林を進めることは重要。森林税はぜひ継続してもらいたい。
- ・ 森林に携わる担い手の育成や、次世代を担う子どもたちに森林や自然の大切さを学ぶ機会を設けることに森林税を活用していくことは良いこと。

(2) 市町村

〔長野県市長会要望〕（令和4年5月）

課税期間が令和4年度までとなっている森林税について、森林税を活用した防災・減災のための里山整備が当初の目的に達しておらず、また、地域からの要望が多い観光地等の景観整備や脱炭素社会づくり・ゼロカーボンの実現など課題解決のためにも継続して取り組む必要があることから、令和5年度以降も森林税を継続するよう要望

〔長野県町村会要望〕（令和4年11月）

森林税事業について、危険木除去の回数制限緩和や里山の竹林整備など町村固有の課題に柔軟に対応するため、町村の意見を反映するとともに、必要な財源を確保するよう要望

〔市町村説明会〕（令和4年10月オンライン開催）

- ・ ライフライン保全対策については、全県的に要望が多いことから実情を踏まえた予算の検討をお願いしたい。
- ・ 再造林の加速化の取組については地域的な偏りが予想される。実施する中で、予算配分の見直しが必要では。

(3) 県議会

〔令和4年6月定例会農政林務委員会 委員長報告〕

森林税に関しては、来年度以降の継続も視野に入れて検討を深めるとの説明があった。委員からは、森林税の成果を十分に検証することを求める意見や、森林整備等を一層推進すべきとの意見が出された。

〔令和4年9月定例会農政林務委員会 委員長報告〕

事業費の妥当性や森林環境譲与税との関係性の整理、担い手の確保に向けた取組について丁寧に説明するとともに、森林の若返りに必要な主伐・再造林を加速化させるために新しく設ける補助制度の効果と狙いや、これまでの森林税の実績なども含め、森林を所有していない県民にも森林税の必要性について理解が得られるよう説明すること。

(4) その他関係団体からの意見等

〔長野県林業団体協議会〕（令和4年2月）

森林税活用事業については、これまで3期の取組で里山を中心に県内の森林整備が進んできているものの、防災・減災のための森林づくり、県民生活に身近な森林の整備や脱炭素社会づくり・ゼロカーボンの実現など、依然として取組の継続・強化が必要なことから、令和5年度以降も森林税を継続することを陳情する。

〔長野県林業振興研究会※〕（令和4年9月）※県議会議員、長野県森林組合連合会、長野県木材協同組合連合会等で構成

森林税活用事業については、これまでの取組で県内の森林整備の計画・実施が進んでいるが、予算の関係等から計画した事業が実施できないケースも一部出ており、依然として防災・減災のための森林づくりなどを含めて事業実施の必要性が高いと考えられるので、森林税の継続をお願いする。

(5) 森林税アンケート調査結果（抜粋）

ア 調査期間

令和4年7月末から8月末までの約1か月間

イ 調査対象及び回収状況

	調査対象	回収数	回収率
県民	3,030人	1,008人	33.3%
企業	616社	272社	44.2%

令和5年度以降の森林税の継続の是非

県民の7割弱、企業の約8割が継続に賛成

（単位：％）

区分	継続賛成				継続反対 継続すべきではない	分からない 無回答
	現行のまま継続	新しい取組内容を加えて継続	全く新しい取組として継続	小計		
県民	24.2	38.6	3.6	66.4	7.6	26.0
企業	40.1	38.2	0.7	79.0	2.6	18.4

森林税を活用した大切な取組

18項目の選択肢のうち、県民及び企業が大切な取組と考える上位4項目は以下のとおり。

（単位：％）

選択肢	県民		企業	
	順位	割合	順位	割合
防災・減災の観点から整備が必要な里山の間伐	①	73.0	①	80.5
道路や電線などライフライン沿いの危険木等の除去	②	53.4	③	46.7
二酸化炭素の吸収能力を最大限に発揮させるため、収穫（伐採）後の森林に再び木を植えるといった取組	③	43.5	②	53.3
洪水被害防止等を目的に行う河畔林の危険木等の除去	④	40.6	④	44.1

森林税を継続した場合の金額

県民の6割超、企業の約7割が現在の額と同じ額を負担することができると回答

【県民】

(単位：%)

選択肢	割合
現在の金額と同じ500円	63.0
1,000円	21.3
1,000円よりも多くても負担できる	5.2
わからない	4.6
300円	3.3
100円	1.6
負担することはできない	0.9
無回答	0.2
合計	100

【企業】

(単位：%)

選択肢	割合
現在の金額と同じ5%	71.6
わからない	12.3
3%	6.5
10%	5.0
10%よりも多くても負担できる	3.1
1%	1.1
負担することはできない	0.4
合計	100

(6) 県民説明会

ア 開催日等

開催日	時間	開催場所	参加者数 (うちオンライン視聴)
令和4年10月8日(土)	13:00~14:40	長野県長野合同庁舎5階会議室	55名 (30名)
令和4年10月11日(火)	18:30~20:00	長野県松本合同庁舎講堂	104名 (25名)
令和4年10月16日(日)	13:00~14:40	佐久大学6号館1階6101講義室	70名 (21名)
令和4年10月19日(水)	18:30~20:00	長野県伊那合同庁舎講堂	81名 (37名)
計			310名 (113名)

イ 「長野県森林づくり県民税に関する基本方針案」への御意見について：資料編別紙1のとおり

<https://www.pref.nagano.lg.jp/rinsei/sangyo/ringyo/shisaku/kenminze/dai4kikihonhoushin.html>

(11月22日、県ホームページで公表)

(7) パブリックコメント

ア 実施期間：令和4年9月22日(木)～10月21日(金)

イ 意見提出者数：39名(延べ121件)

区 分	人数
森林税の継続に賛成、または継続を前提とした取組などについて御意見等を述べられた方	28
森林税の継続または基本方針案の内容に反対の御意見を述べられた方	4
その他の御意見等をお寄せいただいた方	7
計	39

ウ 「長野県森林づくり県民税に関する基本方針案」への御意見について：資料編別紙2のとおり

<https://www.pref.nagano.lg.jp/rinsei/sangyo/ringyo/shisaku/kenminze/dai4kikihonhoushin.html>

(11月22日、県ホームページで公表)

3 森林を巡る現状と課題、今後の方向性について

本県は、県土の8割を森林が占める全国有数の森林県である。先人たちのたゆまぬ努力により育まれた豊かな森林資源は、水源の涵養や土砂災害の防止、生物多様性の保全など私たちの暮らしにとって重要な役割を果たす貴重な財産であり、こうした森林を健全な姿で次の世代に引き継いでいくためには、県民全体で森林づくりを支えていただく必要があると考える。

今や一刻の猶予も許されない 2050 年までのカーボンニュートラル実現のために、二酸化炭素を吸収する森林は大変重要な役割を果たしている。こうした森林の整備を進め、生産される木材を適切に利用することが、林業振興や森林の二酸化炭素吸収量の確保を図る上でも、更に重要となっている。

本県の民有林人工林は、約8割が50年生を超えて育てる時代から利用の時代を迎える一方、年間の立木成長量が衰える高齢林の割合が増えることにより森林全体の年間の二酸化炭素吸収量が今後減少することが避けられない状況である。利用可能な森林資源を次の世代に引き継ぐことに加え、森林吸収量を将来にわたって確保していくため、主伐・再造林を進めて成長の旺盛な若い森林へと更新していくとともに、県民の暮らしの様々な場面で木材の利用を進めることが重要である。また、局地的な豪雨が頻発する中、防災・減災を図るために必要な里山の間伐などの整備に引き続き取り組む必要がある。

更に、新型コロナウイルスの感染拡大による地方回帰の動きによる関係人口の増や、生活様式の変化などに伴う多様な働き方といった視点も含めた林業人材の確保育成、身近な森林や緑に広く親しむことができる里山づくりやまちなかの緑化など、森林や緑の持つ機能や恩恵を享受できるような多面的な利活用に取り組むことが求められている。

特に、「人により利用若しくは管理がなされているか又はこれらがかつてなされていた身近な森林」である里山は、その地域の人々にとって農山村の暮らしの中で山菜取りやきのこ取り、落葉落枝の採取の場などとして大切に利用されてきた。一方、生活様式の変化等により森林と人との関係が希薄になる中で、里山においても森林の手入れが行われず荒廃が進んでいること、県土保全といった森林の防災機能等の低下が危惧されていることから、多種多様な森林と人の関係を今日的なかたちで取り戻し、保全を図りながら、その恵みを次世代に引き継ぐ取組を進めていく必要がある。

今年度実施した県民アンケートにおいては、森林税を活用した場合の重要な取組として、「防災・減災の観点からの里山の間伐」や「ライフライン沿いの危険木等の除去」、「二酸化炭素の吸収能力を発揮させるため、伐採後の森林に再び木を植える」といった取組」等の回答が上位を占めている。

こうした状況を踏まえ、森林税を活用し、次の観点からの取組を推進することが重要と考える。

(1) 森林の若返り促進と安全・安心な里山づくり

- 2050 ゼロカーボンの実現に向け、民有林人工林の約8割が50年生を超える本県の森林がCO2吸収機能を発揮できるよう、若い森林に更新する再造林を加速させる。

【適正な主伐と確実な再造林に当たって】

森林税を活用した再造林の取組を進めるに当たり、市町村と連携して、森林所有者や林業事業体と以下の留意点について共有し、必要な対策を講じていく。さらに、森林税活用事業も含め、適正な主伐・再造林を進めるための基準となる「長野県主伐・再造林ガイドライン（仮称）」を令和4年度中に定め、今後の森林整備が、災害リスクの増大、景観等をめぐり周辺住民とのあつれきを生じさせることがないように最大限の対策を講じていく。

①事業の適切な実施（施業地や施業方法など）

- 市町村森林整備計画によるゾーニング等のうち「林業経営に適した森林」での事業実施
- 過伐防止等のルールが規定されている森林経営計画による伐採や造林等に基づいた施業
- 「長野県主伐・再造林ガイドライン（仮称）」に適合した施業

②周辺環境との調和（土砂災害等の防止や景観等への配慮）

- 伐採前の事前の計画提出により、周辺環境との調和などの観点をチェック

③林業事業体に対する支援

- 上記①、②に関する取組の確実な実施に向け、林業事業体に対する事務、技術両面での支援について検討

- ・ 第3期終了後に未整備で残る見通しである、防災・減災のために整備が必要な里山の間伐（約1,500ha）について、引き続きその整備に取り組む。

(2) 森や緑、木のぬくもりに親しむことのできる環境づくり

- ・ これまで地域住民が自ら整備・利活用に取り組んできた里山について、多くの県民等が利用できる「開かれた里山」としての仕組みづくりや、そのための整備等を進める。
- ・ 多くの方が利用したり、目に触れたりすることのできる施設等について木造・木質化を推進する。
- ・ 教育や子育てにおける森林の利活用を推進するため、学校林や「信州やまほいく」認定園におけるフィールド整備等を支援する。
- ・ 県民が緑をより身近に感じられるよう、まちなかの緑化や街路樹の整備などのグリーンインフラの整備を推進する。

(3) 森林・林業活動に取り組む多様な人材・事業体への支援

- ・ 企業との連携による森林整備や、健康・教育・観光などに森林を活用する森林サービス産業に取り組む団体等の支援、森林セラピー・エコツーリズム等に携わる人材の育成など森林の多面的な利活用を支援する。
- ・ 森林・林業に関わる人材の裾野拡大や、他産業との兼業など多様な林業の担い手の確保・育成を支援する。

(4) 市町村と連携した森林等に関連する課題の解決

第3期まで実施していた市町村への定額配分による森林づくり推進支援金については、森林環境譲与税との関係を整理したうえで、地域において必要度の高い事業に再編し、メニュー化して支援する。

- ・ 交通、電気、通信等のライフラインを保全するための支障木や危険木の伐採
- ・ 豪雨時に流出し橋梁部で川をせき止めるなど、水害の発生要因となるおそれがある河川沿いの支障木や危険木の伐採
- ・ 観光地の景観を保全するための支障木の伐採による整備や野生鳥獣による被害防止のための緩衝帯整備
- ・ 松くい虫等の病虫害被害の監視や被害初期段階における対応、公園など森林以外のエリアにおける被害木の伐倒・処理、枯損木の利活用の取組

なお、第3期との主な相違点は以下のとおり。

- 今後の森林整備等の重要性に鑑み追加する事業
 - ・ 森林資源の有効活用と更新のための再生林の加速化
 - ・ 県民が広く利用できるような里山の仕組みづくり
 - ・ 森林の多面的利活用や多様な林業の担い手の確保支援
- これまでの取組の達成状況及び森林環境譲与税との関係等を考慮して見直す事業
 - ・ 河畔林整備事業（県事業分）
 - ・ 道路への倒木防止事業（県事業分）
 - ・ 自然教育・野外教育推進事業
 - ・ 県産材公共サイン整備事業
 - ・ 薪によるエネルギーの地消地産推進事業 → 「森林サービス産業など森林の多面的利用の支援」等において対応
 - ・ 森林づくり推進支援金 → 定額配分を見直し地域において必要度の高い事業をメニュー化

4 森林税と森林環境譲与税の関係性の整理

1 森林環境譲与税の法律上の使途

森林環境譲与税は、平成31年度にスタートした森林経営管理制度（所有者の施業意思がない森林を市町村が主体となり森林整備を実施する制度）を踏まえ、森林整備等に必要な地方の安定財源として、国から市町村へ譲与が開始された。その使途については、法律上、森林整備、森林の整備を担うべき人材の育成及び確保、森林の

有する公益的機能に関する普及啓発、木材利用、その他の森林の整備の促進に関する施策に充てなければならないと規定されており、市町村は法律に基づき地域の実情を踏まえた施策に活用している。

2 森林税と森林環境譲与税を活用した施策の基本的視点

森林づくりを効果的に行っていくためには、県と市町村がそれぞれの役割に応じて、また適切に連携しながら施策を推進することが重要である。

そこで、森林税の検討にあたり、両税の活用施策に係る基本的な視点等を表1、表2及び図2のとおり整理した。

表1 森林税と森林環境譲与税の活用施策に係る基本的な視点

森林税（県）	森林環境譲与税（市町村）
今後5年間で集中的に取り組むべき喫緊の課題への対応を目的とし、 ・全県で政策的・先導的に取り組むべき施策 ・森林等に関連した県民の暮らしの向上につながる施策 ・県民が森林や緑の恩恵を身近に感じることがで きる施策に活用	（森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律に基づく施策であって） 市町村が主体となり、これまで森林所有者による手入れがされてこなかった森林の管理を持続的に進めることに主に活用

表2 森林税と森林環境譲与税の整理※

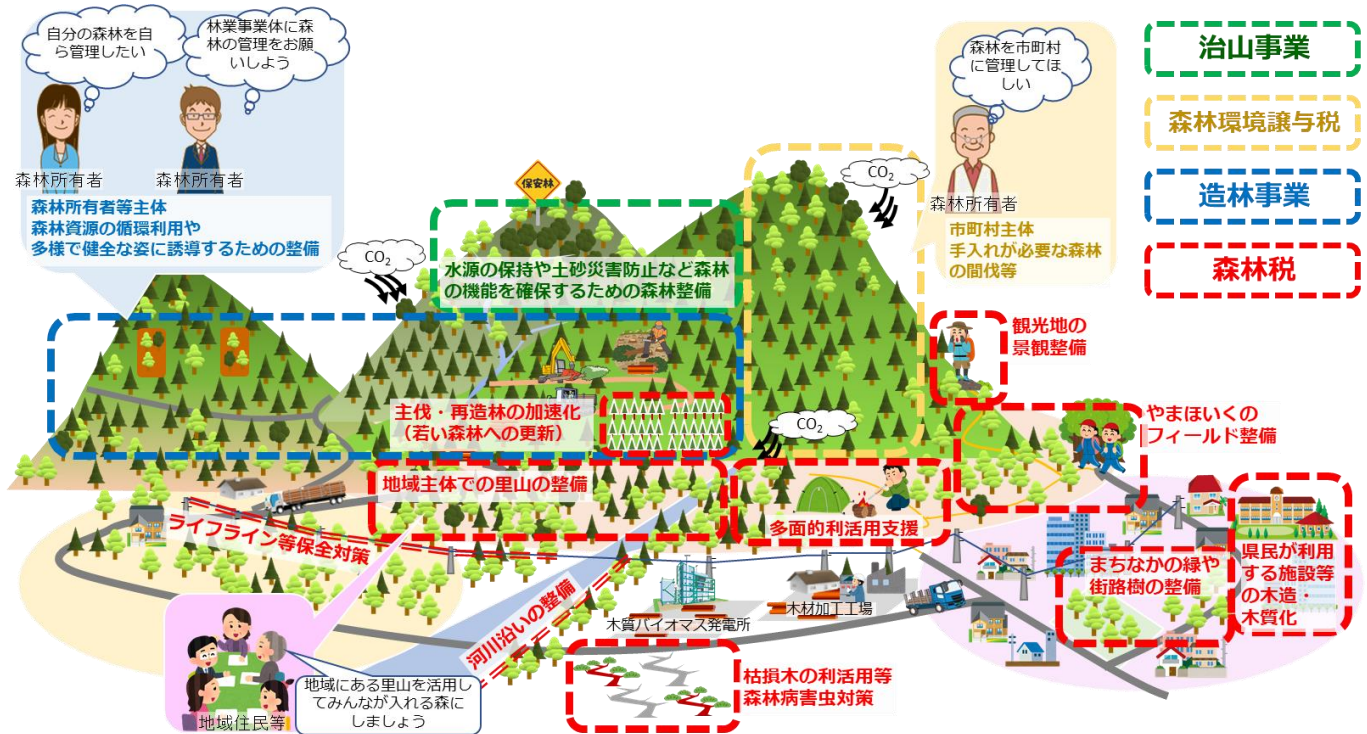
森林税活用事業			森林環境譲与税を活用した 市町村の取組例
柱	事業	概要	
Ⅰ 森林の若返り 促進と安全・ 安心な里山 づくり	再造林の加速化	林業経営に適した森林における再造林の加速化	－
	防災・減災のための里山整備	林業経営に適さないが、所有者が管理する里山において所有者等が実施する、防災・減災のための間伐	森林所有者が管理できない森林において市町村が実施する間伐等
Ⅱ 森や緑、木の ぬくもりに親 しむことので きる環境 づくり	県民が広く親しめる 里山づくり	地域住民等が管理する里山において、森に親しむことを目的とした森林づくりやそのための仕組みづくり	－
	広く県民が利用する 施設等の木造・木質化等	広く県民が利用する県有・民間施設の木造・木質化等	主に市町村の住民が利用する施設の木造・木質化
	やまほいくのフィールドや 学校林の整備等	信州やまほいく認定園のフィールド整備や学校林の整備	－
	まちなかの緑、街路樹の整備	街の中での緑化や街路樹の整備	－
Ⅲ 森林・林業活 動に取り組む 多様な人材・ 事業体への 支援	森林サービス産業など 森林の多面的利用の支援	森林の健康利用や観光利用等に取り組む団体や人材等への支援	－
	多様な林業の担い手の 確保・育成	林業に関わる人材の裾野拡大や、多様な林業の担い手への支援	林業の中核的担い手である事業体やそこで従事する人材への支援
Ⅳ 市町村と連携 した森林等に 関連する課題 の解決	ライフライン等保全対策	ライフラインや河川、観光地の保全等を目的とした支障木や危険木の伐採	森林の整備を主眼として面的に実施する間伐や除伐等
	河川沿いの支障木等伐採		
	観光地の景観整備		
	緩衝帯整備	鳥獣被害防止のための森林と里地の間の緩衝帯整備（数刈り等）	森林内の樹木を対象とした被害木等の伐採、くん蒸、薬剤散布
	病虫害被害対策	松くい虫等の病虫害被害の監視や被害初期段階における対応、公園など森林以外のエリアにおける被害木の伐倒・処理、枯損木の利活用の取組	

※上記の記載については、森林税と森林環境譲与税の違いを明らかにするため整理したものであり、森林環境譲与税の使途については上記以外も含め「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」に規定されている。

図2 森林等における森林税と他財源との整理イメージ

森林税は、

- ・全県で**政策的・先導的**に取り組むべき**施策**（再造林の加速化など）
- ・森林等に関連した県民の**暮らしの向上**につながる**施策**（ライフライン保全対策、観光地の景観整備など）
- ・県民が**森林や緑の恩恵**を身近に感じることができる**施策**（広く親しめる里山づくり、まちなかの緑・街路樹の整備など）
に活用



5 今後の森林税のあり方について

森林税のあり方については、様々な観点から検討する必要があることから、「3 森林を巡る現状と課題、今後の森林づくりの方向性」や「4 森林税と森林環境譲与税の関係性の整理」に加え、県の財政状況も考慮し、課税期間や税率について検討を行った。

(1) 県の財政状況について

県では、森林税導入の1年前に、「長野県行財政改革プラン」（平成19～23年度）を策定して歳入確保・歳出削減の取組を進め、その後は「長野県行政・財政改革方針」（平成24～28年度）や「長野県行政経営方針」（平成29年度～）を踏まえ、持続可能な財政構造の構築を図ってきた。

しかしながら、高齢化等による社会保障関係費の増加や防災・減災対策の強化に伴う県債残高の増加など、今後の県財政は引き続き厳しい状況が継続する見通しである。また、森林税導入以降、導入前の水準を上回る一般財源を充当して森林整備事業等を実施してきたところであり、再造林の加速化といった喫緊の課題に対応していくためにさらに追加的に一般財源を充当していくことは現時点では困難な状況である。

なお、県としては、今後も行財政改革の推進に一層積極的に取り組んでいく。

(2) 課税期間及び税率等について

ア 課税期間について

様々なケースの比較考察を行う前提として、超過課税を行うとする場合の課税期間について定めることが必要である。

課税期間を5年未満とする場合は、短期間で事業成果の検証を行うことができる反面、再造林の加速化等といった一定の期間を設け推進する必要がある取組に対し、十分な期間及び財源を確保することが困難となる。

また、10年間のように長期間とする場合には、十分な事業費を確保できる反面、短期間で集中的に行う必要がある事業の機動性を損なう可能性がある。

以上のことから、課税期間については5年間が適当であると考ええる。

なお、森林税アンケート調査結果では、県民の6割弱、企業の約6割が現行どおりの5年間が適当であると回答している。

イ 税率について

超過課税を行う場合には、超過課税により財源を確保しようとする事業の内容や規模、目標値等、納税者一人当たりの負担額などを示し、県民の理解を得ることが必要である。これを踏まえ、令和5年度以降の森林税の税率等について、次のような考え方により4つのケースについての比較検討を行った。

まず、「3 森林を巡る現状と課題、今後の森林づくりの方向性」記載の(1)から(4)までの取組（以下「必要な取組」という。）について、これまでの実績等を踏まえすべて実施する場合（ケース1）と、「必要な取組」のうち喫緊の課題や重要な取組を選択して実施する場合（ケース2）、第3期に完了しなかった「防災・減災のための里山整備」のみを実施する場合（ケース3）について検討した。

また、令和4年度末の森林税残高はほぼゼロとなることが見込まれること、第3期分として令和5年度の歳入となる法人からの納付分が約1.3億円であることを踏まえ、今期限りで超過課税を終了し令和5年度以降は森林税を課税しない場合（ケース4）についても検討を行った。

（検討を行った4つのケース）

ケース1：これまでの実績等を踏まえ「必要な取組」をすべて実施する場合

ケース2：「必要な取組」のうち喫緊の課題や重要な取組を選択して実施する場合

ケース3：第3期に完了しなかった「防災・減災のための里山整備」のみを実施する場合

ケース4：超過課税を行わない場合

各ケースについて、5年間で実施しようとする又は実施可能な主な事業と、そのために必要な税率等は、「ケースごとの比較表」に記載したとおりであり、以下、それぞれのメリット、デメリット等について述べる。

「ケースごとの比較表」

ケース	5年間で実施しようとする主な事業	必要な税率等
ケース1 これまでの実績等を踏まえ「必要な取組」をすべて実施する場合	①森林の若返り促進と安全・安心な里山づくり（概ね 15.6 億円） ・再造林の加速化(概ね 2,900ha/5年間) ・防災・減災のための里山整備(概ね 1,500ha/5年間) ②森や緑、木のぬくもりに親しむことのできる環境づくり（概ね 10.1 億円） ・県民が広く親しめる里山づくり(概ね 90 箇所/5年間) ・広く県民が利用する施設等の木造・木質化等(概ね 75 箇所/5年間) ・やまほいくのフィールドや学校林の整備等(概ね 70 箇所/5年間) ・まちなかの緑・街路樹の整備(概ね 10 箇所/5年間、概ね 72km/5年間) ③森林・林業活動に取り組む多様な人材・事業体への支援（概ね 2.6 億円） ・森林サービス産業など森林の多面的利用の支援(概ね 50PJ/5年間(ほか)) ・多様な林業の担い手の確保・育成(多様な林業に関わる新規就業者数 概ね 200 人/5年間) ④市町村と連携した森林等に関連する課題の解決（概ね 13.6 億円） ・ライフライン等保全対策(概ね 150 箇所/5年間) ・河川沿いの支障木等伐採(概ね 70 箇所/5年間) ・観光地の景観や緩衝帯の整備(概ね 290 箇所/5年間) ・病虫害被害対策(被害木処理 概ね 12,000m3/5年間、枯損木利活用 概ね 22,600m3/5年間) ⑤普及啓発、評価・検証（概ね 0.5 億円） ・森林づくりの重要性や森林税を活用した取組などの普及啓発等 ・県民会議、地域会議の開催 〔合計:概ね 42.4 億円〕	・税率： 個人 617 円相当^{※1} 法人均等割の 6.2%相当 ・税収：42.4 億円
ケース2 「必要な取組」のうち喫緊の課題や重要な取組を選択して実施する場合	①森林の若返り促進と安全・安心な里山づくり（概ね 15.6 億円） ・再造林の加速化(ケース1と同) ・防災・減災のための里山整備(ケース1と同) ②森や緑、木のぬくもりに親しむことのできる環境づくり（概ね 6.8 億円） ・県民が広く親しめる里山づくり(概ね 50 箇所/5年間) ・広く県民が利用する施設等の木造・木質化等(概ね 55 箇所/5年間) ・やまほいくのフィールドや学校林の整備等(ケース1と同) ・まちなかの緑・街路樹の整備(概ね 10 箇所/5年間、概ね 52km/5年間) ③森林・林業活動に取り組む多様な人材・事業体への支援（概ね 2.6 億円） ケース1と同 ④市町村と連携した森林等に関連する課題の解決（概ね 9.0 億円） ・ライフライン等保全対策(ケース1と同) ・河川沿いの支障木等伐採(ケース1と同) ・観光地の景観や緩衝帯の整備(概ね 200 箇所/5年間) ・病虫害被害対策(被害木処理概ね 5,400m3/5年間、枯損木利活用概ね 10,000m3/5年間) ⑤普及啓発、評価・検証（概ね 0.4 億円） ケース1と同(事業規模一部調整) 〔合計:概ね 34.4 億円〕	・税率： 個人 500 円 法人均等割の 5 % ・税収：34.4 億円
ケース3 第3期に完了しなかった「防災・減災のための里山整備」のみを実施する場合	①森林の若返り促進と安全・安心な里山づくり（概ね 4.3 億円） 防災・減災のための里山整備(概ね 1,500ha/5年間)のみ ⑤普及啓発、評価・検証（概ね 0.4 億円） ケース1と同(事業規模一部調整) 〔合計:概ね 4.7 億円〕	・税率： 個人 68 円相当^{※1} 法人均等割の 0.7%相当 ・税収：4.7 億円
ケース4 超過課税を行わない場合	○「防災・減災」のための里山等の整備（第3期事業として）（概ね 1.2 億円） 防災・減災のための里山整備(概ね 430ha) ○森林税の評価・検証（第3期事業として）（概ね 0.1 億円） 県民会議、地域会議の開催 〔合計:概ね 1.3 億円〕	・税率：－ ・税収：1.3 億円^{※2}

※1：地方税法上、原則地方税額の単位は百円であり、百円未満の端数があるときは切り捨てることとなっているが、本ケースでは実施しようとする事業の規模に合せて税率を想定した。

※2：R4 法人均等割の分であり、R5 年度の歳入となる。

○ ケース 1 について

これまでの実績等を踏まえ、必要な取組をすべて実施する案であり、「防災・減災のための里山整備」はもとより、「再生林の加速化」といった喫緊の課題である森林の若返りや、森や緑、木のぬくもりに親しむ取組、森林・林業活動に取り組む多様な人材・事業体育成、市町村支援事業としてライフライン等保全対策、河川沿いの整備、観光地の景観整備や緩衝帯の整備、松くい虫等の病虫害対策を幅広く行うことができる。

一方、42.4 億円という財源はこれまでの税収の約 1.23 倍に相当する金額であり、県民負担を従前より増加させることについては慎重に考えなければならない。

○ ケース 2 について

ケース 1 と同様に「防災・減災のための里山整備」に取り組みつつ、「再生林の加速化」といった喫緊の課題である森林の若返りに注力するとともに、森や緑、木のぬくもりに親しむ取組、森林・林業活動に取り組む多様な人材・事業体育成、市町村支援事業としてライフライン等保全対策、河川沿いの整備、観光地の景観整備や緩衝帯の整備、松くい虫等の病虫害対策についても対応することが可能である。

ケース 1 と比較し、県民が広く親しめる里山づくりや広く県民が利用する施設等の木造・木質化等、市町村と連携した森林等に関連する課題解決の支援について、必要な取組内容を見直し、箇所を選択して取り組むことが必要となるが、現行税額の規模で喫緊の課題等に取り組むことができる案であると考えられる。なお、森林税アンケートにおいては現行の税額を負担できると考えている割合が、県民で約 6 割超、企業では約 7 割となっている。

○ ケース 3 について

「防災・減災のための里山整備」について、第 3 期までに完了しない概ね 1,500ha の整備を行うものの、それ以外の取組は森林税では行わない案である。県民負担は少なくなるが、喫緊の課題である再生林の加速化による森林の若返り促進等に取り組むことができない。また、県民へのアンケート結果では、森林税を継続するとした場合「現在の取組内容を継続するとともに、新しい取組内容を加えるべき」とする意見が最も多く、これに「現在の取組内容のまま継続すべき」とする意見を加えると 6 割を超える結果となった。企業へのアンケート結果においても最多の「現在の取組内容のまま継続すべき」と次点の「現在の取組内容を継続するとともに、新しい取組内容を加えるべき」の計は約 8 割に達している。

これらの意見を鑑みると、当該案は県民の期待に十分に応えうる案ではないと考えられる。

○ ケース 4 について

超過課税を令和 4 年度で終了する案である。この場合、令和 5 年度の歳入となる令和 4 年度分の法人均等割（約 1.3 億円）のみで事業を実施することになり、「防災・減災のための里山整備」を主に実施した場合でも約 430ha の整備に留まると想定され、第 3 期までに完了しない概ね 1,500ha の多くが未整備のまま残ることが想定されるとともに、カーボンニュートラルの実現に向けた施策など県として緊急に対応が必要な施策が推進できないこととなる。

なお、いずれのケースにおいても、県民会議や地域会議による森林税活用事業についての評価や検証に必要な経費を見込んでいる。

ウ まとめ

県民が恵みを受けている森林の多面的機能を持続的に発揮させるために必要な取組の緊急性や重要性、森林環境譲与税など他財源との整理や県の財政状況、県民会議、県民アンケート、パブリックコメントにおける御意見などを考慮し、取組を実施した場合の必要額について精査した上で、これらの費用について広く県民の皆様に超過課税として御負担いただくことが必要であり、令和5年度以降、以下のとおり森林税を継続することが適当であると判断した。

- 課税期間については令和5年4月1日からの5年間とする。
- 県民税均等割の超過課税方式により、個人県民税については年額500円、法人県民税については均等割額の5%とする。
- 実施する事業の内容や概算事業費、目標値等については、別紙「森林づくり県民税活用事業」による。

6 取組を進めるにあたって

森林税は、県民の皆様に標準税率を上回って御負担いただく超過課税であることから、その必要性や活用事業の内容などについて、県民説明会及び市町村説明会などを開催し、御意見をお聴きする機会を設けるとともに、パブリックコメントを行い、広く県民の皆様から御意見を募集した。その結果、再造林の加速化や多様な林業の担い手の確保・育成の取組について特に御意見が多く寄せられたところである。

これらの御意見などを踏まえ、今後は次の点に留意し取組を進めていく。

- (1) 再造林の加速化の推進に当たっては、林業経営に適した森林のゾーニング、適正な主伐と確実な再造林、優良な苗木の確保、再造林のみならず下刈りや獣害対策といった初期保育の担い手の確保など、運用面の各分野で必要な対応を整理し、計画的、段階的に進捗を図っていくこととする。なお、主伐・再造林については林業生産活動の一つであるものの、多くの地域で長期間行われていなかったこともあり、特に人家や道路等に近接した場所は景観が大きく変化し、地域住民に強い印象を与える可能性もあることから、事業者において再造林後の成長に伴う森林の回復などについて地域の関係者に丁寧に説明が行われるよう促していく。
- (2) 取組を支える林業の担い手については、中核的な人材や多様な働き手を確保・育成するため、森林税に加え他財源も活用した各種の施策を検討・実施していく。
- (3) 森林税活用事業の実施にあたっては、適正な事業規模や手法となるよう、各事業の計画段階からチェックするとともに、技術的な支援も含め、事業効果が十分発揮され、県民の皆様に森林税の効果を実感いただけるよう取り組んでいく。
- (4) また、毎年度あらかじめ事業の内容と目標を定めて公表し、年度終了後には、事業の実施状況等について検証と評価を行い、学識経験者等の御意見をお聴きし、その結果を公表していく。事業の検証は引き続き、副知事を会長とする庁内推進会議により行い、必要に応じて制度・事業の見直し等を行っていく。